

緑の風

JR東労組
NEWS



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2023年4月20日 No.140

JR東海労 「年休裁判東京訴訟」勝訴！



JR東海によって年休権を不当に侵害されたとして、JR東海労の組合員が損害賠償を請求した訴訟において、3月27日、東京地裁は請求を認める画期的な判決を言い渡しました。

◆年休が入らず、入るかどうかも5日前まで確定されない職場現実

原告団(東海道新幹線で勤務するJR東海労組合員6名)は、年休を申し込んでも3割未満しか入らず、さらには年休を消化できずに失効させることが続出しているにも関わらず、代務者を手配するなどの配慮が行われなかったことなどを訴えました。

判決ではJR東海の違法性を認定し、特に、年休が入るかどうかが年休5日前まで分からないことや、恒常的な要員不足のまま時季変更権を行使したことを「債務不履行」として違法であると判断しました。

◆年休は、労働者が請求する時季に与えなければならないもの

年休は労働基準法39条にて定められ、年休取得日は労働者が指定し、使用者は指定された日に年休を与えなければなりません。

事業の正常な運営が妨げられる場合には使用者に休暇日を変更する権利(時季変更権)が認められるものの、その行使が認められるのは、例えば同じ日に多くの労働者が同時に休暇指定した場合などであり、単に「業務多忙だから」という理由では、時季変更権は認められません。(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署発行「リーフレットシリーズ労基法39条」より一部抜粋)



年休は「お願いしていただくもの」ではない！
年休が取得しやすい環境であるかを検証し、
安全・健康に働ける職場環境を確保しよう！